

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 平成30年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成30年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第103号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第113号 岩国市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第115号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第116号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第117号 岩国市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第125号 市道上駄床1号線災害復旧工事（2工区）請負契約の締結について

議案第126号 川西ポンプ場機械設備工事請負契約の締結について

議案第127号 川西ポンプ場電気設備工事請負契約の締結について

議案第128号 愛宕山多目的広場建築物新築建築工事請負契約の一部変更について

議案第129号 東小中学校校舎新築建築工事請負契約の一部変更について

議案第130号 東小中学校校舎新築電気設備工事請負契約の一部変更について

議案第131号 東小中学校校舎新築機械設備工事請負契約の一部変更について

以上11議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 平成30年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、総務費の総務管理費の企画費のバス等関係費に関し、委員中から、通学定期券利用促進事業費補助金制度の目的とその対象者について質疑があり、当局から、「例えば、JRと錦川清流線のように、通学定期券に価格差がある場合において、保護者間の負担の地域格差を是正するとともに、公共交通機関の利用促進を図ることを目的とするものであり、その対象者は、市内に在住し、「市内の高校」、「高森みどり中学校」または「高水中学校」に通学する生徒としている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「保護者間の負担の地域格差を是正するというのであれば、市外の中学校や高校に通学する生徒の保護者からすると、不公平に感じるものと考えられる。本市が推進している子育て支援の観点からも、制度を改正すべきではないか」との質疑があり、当局から、「委員の御指摘は理解できるところもあり、市内外を問わない通学環境を整えるといった意味合いからも、今後、さまざまな意見を聞きながら検討してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、消防費の災害対策費の災害対策関係費に関し、委員中から、「現在、犬や猫などのペットの受け入れが可能な避難所がふえてきていることは評価するところであるが、その一方で、ペットに対するアレルギーがある方への配慮が不十分と考えられることから、

避難所のすみ分けなど、何らかの対応が必要ではないのか」との質疑があり、当局から、「昨年、避難所の調査を行い、小型のペットの受け入れが可能な避難所として94カ所を指定しているところである。しかし、その調査は、ペットの受け入れの可否に重点を置いたものであったことから、今後、委員の御指摘を踏まえた上で、各避難所の大きさや部屋の数等を勘案しながら見直しを行い、避難所の適切な運営に努めてまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「本市においては、「基地との共存」を掲げ、空母艦載機の受け入れを容認して以来、騒音に悩まされており、また、飛行艇ミュージアムの整備に関する要望を国に行っているが、その概要は戦争をイメージさせるもので、地域の交流につながるものになるのか疑問であることなどから、これらの関連予算に係る決算は認められないこと、さらに、農林水産業費や土木費の決算額が前年度より減少しており、市民の暮らしが守られているとは考えられないことなどから、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第113号 岩国市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の審査におきまして、委員中から、「会計年度任用職員制度が導入されることにより、臨時・非常勤職員のほとんどが会計年度任用職員に移行し、これまで支給されなかった期末手当や通勤手当などが支給されることになるが、その任用、職務等についてはどのように整理しているのか」との質疑があり、当局から、「基本的には1会計年度ごとの任用となること、地方公務員法が適用されることとなり、守秘義務や職務専念義務などが課せられること、正規職員が行う本格的業務以外の業務に従事すること等が根拠づけられたものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「各手当が支給されるようになることは喜ばしいことであるが、勤務内容が何ら変わらないのであれば、制度導入は余り意味のないものになってしまう。その職場の状況を把握した上で、会計年度任用職員を配置すべきではないか」との質疑があり、当局から、「この制度導入の背景の一つに、働き方改革の一環として、同一労働同一賃金の実現が挙げられている。その意味からも、正規職員を配置すべき職場には、正規職員を配置するという姿勢を堅持しつつ、その上で、会計年度任用職員が必要な職かを精査することにより、職員の適正配置に努めてまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正を受けて制定するものであるが、この法改正により、非正規職員に対して法的な根拠を与え、非正規化を合法化し、非正規化を進めることにつながりかねないこと、また、任用期間の限度を最長1年と定めて雇いどめをすることにつながり、フルタイム・無期雇用が原則という国際的なルールや、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする原則からも逸脱することになることから、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。